○厚生省告示第二百十号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第四項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額（平成十二年三月厚生省告示第六十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年四月十七日

厚生大臣　丹羽　雄哉

表中

「施行規則第百七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二第一号に掲げる者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	を

に改める。

○厚生省告示第二百十一号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第五条第一号カの規定に基づき、平成十年一月厚生省告示第十号（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の規定に基づき厚生大臣が別に定める施設を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十二年四月十七日

厚生大臣　丹羽　雄哉

第五号中「及び精神障害者福祉工場」を「、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター」に改める。

○農林水産省告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十二年四月十七日

農林水産大臣　玉沢徳一郎

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県多治見市大藪町字迫間洞一九八〇の一・一九八〇の二・一九八一の一・一九八一の三・一九八一の四・字大山一九七四の一・一九七四の三・一九七五の一・一九七五の四（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、郡上郡美並村大字高砂字坊切一一六〇の四、一一六〇の六、一一六〇の八、字向坊切一二八二の九、一三〇八の五、可児郡御嵩町津橋字東川尻三四八一の八、三四九二の九（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

四　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡谷汲村神原字同心洞七二七（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁並びに多治見市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十二年四月十七日

農林水産大臣　玉沢徳一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県多治見市大藪町字迫間洞一九八一の六、一九八一の七、一九八九の一七、一九八九の一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十二年四月十七日

農林水産大臣　玉沢徳一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県十和田市大字洞内字梅山一の一・一の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一五、一の二六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

（次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十二年四月十七日

農林水産大臣　玉沢徳一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡階上町大字鳥屋部字行人二五の六・三五の一・三六の三・三六の二五・字長嶺四三の一・四三の三・四四の一・四四の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

（次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○通商産業省告示第二百五十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件）の一部を次のように改正し、平成十二年五月八日から施行する。

平成十二年四月十七日

通商産業大臣　深谷　隆司

第三号の14を次のように改める。

14　めろを輸入しようとする者（通商産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、通商産業大臣の確認を受けなければならない。

○通商産業省告示第二百五十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、特定公共施設等用ソーラーシステム設置費補助金の交付に関する事務のうち次に掲げるものを通商産業局長及び沖縄総合事務局長に委任したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

なお、平成十年通商産業省告示第二百八十四号（ソーラーシステム等普及促進対策費補助金（特定公共施設等用ソーラーシステム設置事業に係るものに限る。）の交付に関する事務の一部を通商産業局長及び沖縄総合事務局長に委任した件）は廃止する。

平成十二年四月十七日

通商産業大臣　深谷　隆司

一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理

二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定

三　法第七条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の条件の付加

四　法第七条第一項第一号の規定による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認

五　法第七条第一項第三号の規定による補助事業等の内容の変更の承認

六　法第七条第一項第四号の規定による補助事業等の中止又は廃止の承認

七　法第七条第一項第五号の規定による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示

八　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知